

発散抑制措置の原則		発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
		局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク(第32条、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
壁、床、天井について行う業務の場合(第10条)	タンク等の内部以外	—	○	○	○
	タンク等の内部	—	○	○	○ 全面形マスク
他の屋内作業から隔離の場合(第11条)		—	○	○	○
代替施設の設置の場合(第12条)		—	—	—	—
労働基準監督署長の許可を受けた場合(第13条から第13条の3)		—		○(一部)	○(一部)

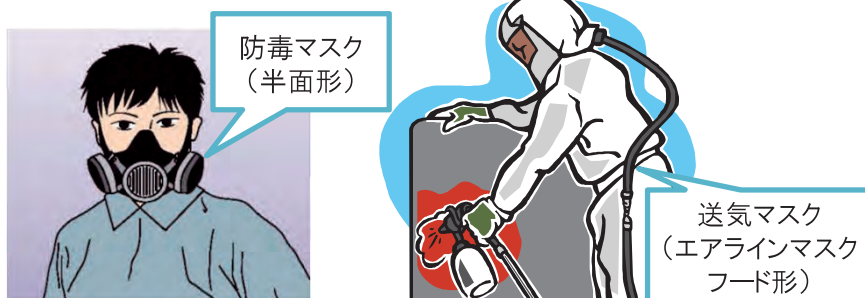
上記のほか、以下の作業に呼吸用保護具が必要

<ul style="list-style-type: none"> ●屋内作業場等において、プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱す恐れのある形状の物について作業を行う場合(第33条1項6号) ●屋内作業場等において、蒸気の発散源を密閉する設備を開く作業(第33条1項7号) 	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスク
エチルベンゼン等または有機溶剤等を入れたことのあるタンク内の作業(第32条1項1号)	送気マスク

必要な保護具の備え付け

(特化則第43条から第45条)

- 同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持



作業主任者

特化則第27、28条

エチルベンゼン塗装業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です(試験研究のため取り扱う作業を除く)。

*平成27年1月1日から義務化

	A	B
作業主任者の選任	○	○

○「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任

○作業主任者の職務

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。
- ④ タンクの内部においてエチルベンゼン塗装業務に労働者が従事するときは、有機則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業環境測定

特化則第36条～第36条の5

エチルベンゼン塗装業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

* 平成26年1月1日から義務化

	A(エチルベンゼン1%超)		B
	エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超	エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%以下	(エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超)
エチルベンゼンの測定	○(30年)	○(30年)	○(3年)
混合物中の各有機溶剤の測定	○(3年)	×	○(3年)

※有機溶剤との合計5%超の場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤についても測定
※()内は測定と評価の記録の保存期間

- 6月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要
- 測定の記録および評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
エチルベンゼン	20 ppm	直接捕集方法または固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

健康診断

特化則第39条から第42条、別表第3から第5

エチルベンゼン塗装業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

* 平成25年1月1日から義務化

	A(エチルベンゼン1%超)		B
	エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超	エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%以下	(エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超)
エチルベンゼンの特殊健康診断	○(30年)	○(30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○(5年)	×	○(5年)
過去に従事させたことのある労働者のエチルベンゼン特殊健康診断	○(30年)	○(30年)	×
緊急診断	○	○	○

※()内は健康診断の結果の保存期間

- エチルベンゼン塗装業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際およびその後6カ月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
- 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- 健康診断の結果(個人票)を保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 特定化学物質健康診断結果報告書および有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出
- 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時等は医師による診察または処置を受けさせる